

官報号外

平成二十三年十一月二十五日

○國第一百七十九回 參議院会議録第八号

平成二十三年十一月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十三年十一月二十五日

午前十時 本会議

第一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するに必要な財源の確保に関する特別措置法案、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、議長西岡武夫君逝去につき哀悼の件
以下 議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。
議長西岡武夫君は、去る五日逝去されました。
誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

いですね。

議長は律儀な方でした。ちょっとしたことでも事前に御説明がありました。

議長が私の部屋に来られるというので、それはいけません、私の方から伺いますと部屋を飛び出そうとしますと、既に議長は部屋の前まで来ておられるということがしばしばありました。

同君の葬儀につきまして、議長は、議院運営委員会に詣り、本日午後、参議院葬をもつて行うことにいたしました。この際、院議をもつて同君に対し弔詞をささげることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、参議院議長として憲政の発揚につとめ、さきに衆議院の院議をもつて永年の功労を表彰せられ、また國務大臣としての重任にあたられました。議員従二位桐花大綬章西岡武夫君の長逝に対し、つづしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

○議長(平田健二君) 尾辻秀久君から発言を求められております。この際、発言を許します。尾辻秀久君。

〔尾辻秀久君登壇〕
○尾辻秀久君 十一日未明、時計を見ましたら二時五十分でした。なぜか目が覚めたのです。あれは、まさか議長が起こしに来られたのではありません。

われるということを潔しとされませんでした。西岡武夫の生きざまであります。

岡先生は、昭和十一年二月十二日、衆議院議員で後に長崎県知事を務められた父竹次郎氏と、参議院議員を務められた母ハル氏の御長男としてお生まれになりました。二週間後が、あの二・二六事件であります。

少年時代にゐるさと長崎市に原子爆弾が投下される瞬間を目撃しておられます。御尊父が長崎と広島の両地で被爆されました。愛する郷土長崎の惨状は、先生にどれほどの衝撃を与えたことでしよう。平和を希求する政治家、西岡武夫の原点であります。

県立高校から早稲田大学に進まれ、多くの偉大な政治家を輩出した雄弁会で活躍されました。在学中よりお父上の後を継がれ、長崎民友新聞の経営もしておられます。

青雲の志を抱かれ、昭和三十八年十一月、衆議院議員選挙に長崎第一区より立候補され、二十七歳の若さで初当選されました。以後、衆議院議員當選十一回、参議院議員當選二回を数えます。初當選の後、自由民主党の青年局長を務められました。

西岡先生に代わって、議場におられるお若い先生方に申し上げます。ついこの前、青年局長をなされた先生とのお別れをもうしなければならないのです。少年老いやすいのです。どうぞ、春秋に富んだ先生方、一日一日を大切にされ、しっかりと後を継いでくださるようお願いをいたします。

つい僭越なことを申し上げてしましました。お許しください。

先生に転機が訪れたのは昭和五十一年。自由民主党を離れ、新自由クラブを結党されました。新

自由クラブにあつては幹事長兼政策委員長の重責を担われ、国政の中で抜群の存在感を示されました。

その後、自由民主党に復党され、昭和六十三年、竹下改造内閣において文部大臣となられ、続く宇野内閣においても二期連続の文部大臣として文教行政の先頭に立ち、御自身が立案に深くかかわつてこられた教育改革に関する十二の政策の実行に向けて全力で取り組まれたのであります。この教育改革に関する十二の政策は、今も我が国の文教行政の根幹であります。

党にあつては、税制調査会長、総務会長など、要職を歴任されました。そのさなか、歴史の流れは先生を再び激動の渦に巻き込みます。平成六年、新進党結党に向かわれ、幹事長として党のかじ取りをされることになるのであります。

さらに、平成十三年、活躍の場を参議院に移されます。信念に基づく行動は、活動の中心が民主党へと変わつても、いささかの搖るぎもありませんでした。衆参ねじれの下での議院運営委員長として、極めて難しい国会運営を一身に背負われます。またしても歴史が西岡武夫という政治家を求めたのであります。

先生、今だから正直に申し上げます。当時、私は自由民主党において参議院の議員会長を務めておりました。先生と対戦することとなり、憎らしいほど手ごわい相手だと思っていたのであります。

昨年、議長に就任されてからは、参議院の選挙制度改革に全精力を傾けて取り組まれ、そのエンジンとなられました。具体案を示され、議論を引つ張つていただきました。真に国を憂う気持ちから、与党の御出身でありながら、政府の有様を

過激と言われるほど激しく批判されてきました。

特に強い危機感を持っておられたのは、東日本大震災の復旧・復興対策。福島第一原子力発電所の事故後の対応に対してもありました。原子爆弾投下の瞬間を見、その引き起こしたすさまじい惨状を自らの体験として知るただ一人の国会議員として、政府だけに任せたはおけないと思われたのであります。

震災発生直後、まだ状況もよく分からないとき、原発 原子炉はどうなっているのだと呼ばれた議長のお姿は忘れられません。これから官邸に乗り込むと言われる議長を必死でお止めしました。官房長官を呼びましようと申し上げました

ら、とうとう最後に、そうするかと言つていただきましたが、まさに鬼の形相でした。

大震災からしばらくの間、毎日防災服に身を包み執務をされるお姿に先生の御決意を感じております。外国からのお客様が見えますと、常に原発事故に言及され、真摯な情報公開の必要性を説かれおりました。

顧みますと、昭和三十八年の衆議院議員初当選から半世紀近くに及ぶ政治生活でありました。移り変わる我が国の有様を政治の最前線で肌で感じ、常に深い問題意識を持ち、その論点を世に問われました。出た答えには真っ正面から向き合ひ、責任を持つて実行、実践されました。病床に

あつても被災地の子供たちのための法案を準備しておられたと奥様にお聞きしました。最後まで先生の胸は熱く燃えていたのです。

私たちには、かけがえのない政治家を失いました。

私が議長室を退室いたしますとき、いつも先生

の姿が見えなくなるまで見送つてくださいました。

た。先生にお見送りいただいていた私たちは、今は悲しみの中でお見送りすることになつてしましました。何という無常であります。

長嶋のお別れの会でお約束しましたように、ニュージーランドからお土産として持つてきましたマヌカハニーは奥様にお届けいたしました。

ゆっくり召し上がるつていただきました。お口に含みましたか。

黒いスース、ぴかぴかのフォーマルシユーズ、よく見るとダンディーな議長。小柄ながら、大きな体の外国の議会指導者を貫禄で圧倒しておられた古武士そのものの議長。またお会いしたいです。

今日もいつものようにお別れをします。それで失礼いたします。

さようなら。

の趣旨を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から平成二十七年度までに実施する施策に必要な財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分による収入並びに国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところであります。

本法律案は、このための法律上の手当てについて措置するものであります。

以下、その大要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十四年度から平成二十七年度までの間に於いて、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができます。

第二に、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替えをすることとしております。

第三に、税制上の措置として、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設することとしております。

第四に、平成二十三年度補正予算(第3号)から平成二十七年度までの各年度において、復興費用の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で復興債を発行することとし、償還は平成三十四年までの間に行うこととしており

ます。

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○國務大臣(安住淳君) ただいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、わざわざお部屋から出てこられて、廊下で私

なお、平成二十三年度補正予算（第1号）において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができることとしております。

第五に、復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興施策に必要な財源の確保等についての見直しを行うこととしております。

また、平成三十四年度までに二兆円に相当する郵政株式会社の株式の処分の在り方を検討し、これららの早急の処分に努めてまいこととし、これによる財源の確保が見込まれる場合、復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税の負担軽減のための措置を講ずることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、復興特別所得税の課税対象期間を平成二十五年から平成四十九年までの二十五年間に延長することとともに、その税率を二・一%に引き下げるとしております。

第二に、復興特別たばこ税に係る規定を削除することとしております。

第三に、復興債については、平成四十九年度ま

での間に償還することとしております。

その他、決算剰余金の償還費用の財源への活用、復興に係る特別会計の設置等に係る規定を整備することとしております。

以上、東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長 平田健二君 総務大臣川端達夫君。

〔國務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

その一は、個人住民税の均等割の標準税率の特例であります。平成二十六年度から平成三十年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税にあつては年額二百円を、市町村民税にあつては年額三百円を加算した額とすることとしております。

その二是、地方のたばこ税の税率の特例であります。平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に売渡し等が行われた製造たばこに係る地方のたばこ税の税率について、道府県たばこ税にあつては千本につき三百九十五円を、市町村たばこ税にあつては千本につき六百五円を加算した額とすることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、復興特別所得税の課税対象期間を平成

六百三十五億円を加算するとともに、震災復興特別交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設け、総額に約一兆六千五百億円が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案につ

いて、その趣旨を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち、全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置とし

て個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率の特例を定める必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

○議長 平田健二君 ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。江崎孝君。

〔江崎孝君登壇、拍手〕

その一は、個人住民税の均等割の標準税率の特例であります。平成二十六年度から平成三十年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税にあつては年額二百円を、市町村民税にあつては年額三百円を加算した額とすることとしております。

その二是、地方のたばこ税の税率について、道府県たばこ税にあつては千本につき三百九十五円を、市町村たばこ税にあつては千本につき六百五円を加算した額とすることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、復興特別所得税の課税対象期間を平成

六百三十五億円を加算するとともに、震災復興特別交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設け、総額に約一兆六千五百億円が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案につ

以上が、平成二十三年度分の地方交付税の総額

の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に係る地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案の趣旨であります。（拍手）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（趣旨説明）

そして、先々週、一日間掛けて福島県内を回り、今の状況を確認をしてきました。現地の状況を把握するにつれ、私の不安は少しづつ和らぎました。補正予算で建設された真新しいサポート拠点センターには、運動や勉強に励むお年寄りの姿がありました。そこにはたくさんの笑顔があふれていました。会津若松市にある大熊町の仮設住宅では、仮設の店舗が開設をされていました。震災等緊急雇用対応事業を使って雇用をされていたのは、仮設住宅にお住まいの方でした。もつと売上げを伸ばしたいと話す笑顔は、厳しい生活の中で今を力強く生きなければならないという覚悟のような笑顔に思えました。

私たちが国会で議論し成立をさせた一次、二次補正予算は、間違いなく地元で実を結びつつあります。そのことを前提に質問をさせていただきます。

三次補正予算案は、新規事業に加え、これまでの補正予算の事業で生じた地方負担分を新たに補助し、更にその残りを交付税で国が負担することによって被災自治体の負担をゼロにするという画期的なものであります。一次、二次、そして今回の三次補正予算によつて、復興に向けて更に弾みを付けてようという思いが込められています。しかし同時に、これまでの予算の執行状況が気になります。

激務が続いた自治体において、必要とされる事業が計画どおりに進捗できていたのかどうか、把握されている執行状況について、財務大臣にお聞きます。

先日訪問した自治体で、仮庁舎の建設が年度内に着工できなかつた場合、繰越明許はできるのだろうかとの心配の声を聞きました。復興交付金、復興特別交付税は翌年度繰越しも可能となります。

が、自治体の予算の組立て方からいって、一次、二次、三次補正予算の事業をトータルで縦越しの対象としてよいのか、総務大臣にお伺いいたします。

また、復旧・復興の経費は十年間で二十三兆円、三県の試算では三十兆円を超えます。復旧・復興が最優先事項であることは誰もが承知をしています。一方で、被災地以外の自治体も厳しい状況にあるのも周知の事実です。そのため、民主党の幹事長室に陳情に来られるほとんどの自治体の不安は、来年度の地方財政計画への影響です。被災自治体以外に対する交付税も十分に確保されることが重要です。総務大臣の決意を併せてお伺いいたします。

民主党は、十月三十一日、三県合同の現地意見交換会を仙台市で開きました。その中で、切実かつ緊急な要望として出されたのが、仮設住宅に住む皆さんと、みなし仮設、つまり民間のアパートや公営住宅に住む皆さんとの平等の取扱いを求める声でした。国は、仮設の皆さんに対しては暖房器具を無償で提供していますが、みなし仮設の皆さんに対してはそれができないとして、いままだ対応していません。既に十一月末、自力で暖房器具を提供している自治体や、冬期対策として一律の現金支給に踏み切った自治体もあります。現場からの再三の要望に対して、このままの対応でよいのでしょうか。政府としての決断が求められます。厚生労働大臣、お考えをお聞かせください。

第三次補正予算の目玉である復興交付金、基本的には地域・自主戦略交付金と同じ手続のようですが、全国知事会は、地域・自主戦略交付金の配分方法をめぐって、予算の内閣府への一元化、事務手続等

の簡素化などの要望書を提出いたしました。今回の補正では、予算は府省に移し替えられ、事業間流用や年度間調整の内容もはつきりしません。例えば、地域自主戦略交付金では、事業申請を内閣府に出して事業が認められても、再度同じような交付申請を各府省に提出させるという煩雑さが指摘されています。復興交付金はできる限り使い勝手の良いものにななくてはなりません。知事会の要望に沿つてどのように検討され、実施されるのか、復興担当大臣にお聞きします。

また同時に、予算総額が限られている中で、被災地の求めに応じてどのように復興交付金や復興特別交付税を配分されるのでしょうか、一定の配分基準を明確化しておく必要があると考えます。

総務大臣、復興担当大臣に併せて考え方をお聞きます。

補正予算の財源とする臨時増税分は十・五兆円ですが、既に今回だけで十一・五兆円の復興債を発行します。集中期間の予算総額は十九兆円、十年間分の二十三兆円までにはあと四兆円の予算措置が必要です。しかし、その四兆円の財源の見通しは明らかとなつていません。三県の試算が三十兆円であるように、元々二十三兆円では不足する可能性が非常に高いのです。今後の必要予算に対する財源の見通しを早急に明らかにすべきではありますか。

与野党協議によって、復興債の償還財源に充てる復興特別所得税の課税期間が二十五年という长期となりました。政府は、来月にも社会保障と税の論議を再開し、消費税の考え方を整理する方針ですが、所得税も消費税も払うのは国民です。これから負担しなければならない復興財源をどうするかも一緒に国民の前に提示すべきです。財源見

三次予算で被災地の高台移転への道が開けました。所有地の買上げも進むと期待されています。原発災害に対しても除染対策二千億円強が充当されています。しかし、避難区域の対策費用は計上がされていません。

先日、仮役場で会った福島県の青年は、家族別に別れの二重三重の暮らしを続けるのにももう限界がある、人生を前に一步進めるためにも残してきた財産を処分したいんですけど、唇をかみしめました。

避難区域の住民から土地を買い上げることに関して、国が責任を持つて考え方を示すべきときになっていました。大きな問題ですが、しかし政治が決断すべきです。野田総理大臣のお考えをお聞きします。

政治家を目指し全国を飛び回っていた二年前、ある町で聞いた青年の言葉は生涯忘れないでしよう。救急車を運転する消防職員です。彼は、たらり回しが羨ましいと言うのです。私は耳を疑いました。しかし、彼が続けた言葉にはつとさせられました。たらい回しができるほどの病院がここにはないんですと言うのです。心肺停止の方をついいこの間一時間以上搬送しなければならなかつた、こんな状況を何とか変えてほしいと真剣な目で訴えてきました。

この国に生まれてよかつたという国にしたいとの総理の思いに私も同感です。しかし、命さえ守れない、これが今の国の現状です。そして、大震災が発生しました。原発対策も含め、想像を超えるであろう復旧・復興の財源負担、二十五年といふ所得税の増税の一方で増え続ける生活保護受給

四

者。総理は、一つ一つ乗り越えていくという言葉を選ばれました。乗り越えなければならない山が余りにも多く国民の前に立ちふさがっています。日本国民が困難に向かって一歩前に進めるためにも、乗り越えた先にどんな世界が広がっているのか、どんな世界をつくろうとしているのか、总理の言葉で語ついていただくときには、過酷な今を見据え、覚悟も含め、野田総理の決意を最後にお聞きします。

かつたと思える国にこの日本をするために全力を挙げることを申し添え、質問を終わります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 民主党、江崎孝議員から私は二問の御質問をいただきました。まず最初が土地の買上げについてのお尋ねでございます。

政府としては、まずは原子力被災者の方々のふるさとへの帰還に向け、環境モニタリングや除染等の安全確保のための取組を全力で推し進めているところでございます。他方で、こうした取組を進める中で、相当な期間にわたり住民の帰還が困難な区域が出てくることも考えられます。そのような場合には、議員の御指摘のような土地の買上げなどを含め、様々な観点から、地元自治体と十分に相談をしながら、国が責任を持つて中長期的な対応策を検討していくかたいと考えております。

結いて、目指す日本の姿についての御質問をいたしました。

あると申し上げてまいりました。政府を挙げ、国
会、各政党の御協力をいただきながら、官民の総

が入居をされております。

あると申し上げてまいりました。政府を挙げ、国会、各政党の御協力をいただきながら、官民の総力を結集して取り組む中で、希望と誇りの持てる日本の再生、福島に生まれてよかつた、そして、宮城に生まれてよかつた、岩手に生まれてよかつた、この日本に生まれてよかつたと思えるプライドの持てる国を築いていきたいと考えております。目前の困難な道のり、危機を乗り越える一つ一つの積み重ね、努力の道筋においてそうした日本が築かれるものと確信をしています。

国民の皆様の声、そして江崎議員を含め、各党会派の議員の皆様の声に耳を傾け、共同作業を進めるために全力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

が入居をされております。
公共土木施設の復旧については、直轄道路に
き、四月十日までに迂回路の利用を含め応急復
が完了し、現在被災地での基幹道路となつてお
ます国道六号線、四十五号線等については本格
旧を実施中であること、また、港湾につき、岸
等の応急復旧を実施し、現在全ての港湾で一部
利用が可能となつていて承知しております。

あると申し上げてまいりました。政府を挙げ、国会、各政党的御協力をいただきながら、官民の総力を結集して取り組む中で、希望と誇りの持てる日本の再生、福島に生まれてよかつた、そして、宮城に生まれてよかつた、岩手に生まれてよかつた、この日本に生まれてよかつたと思えるプライドの持てる国を築いていきたいと考えております。目前の困難な道のり、危機を乗り越える一つ一つの積み重ね、努力の道筋においてそうした日本が築かれるものと確信をしています。

国民の皆様の声、そして江崎議員を含め、各党会派の議員の皆様の声に耳を傾け、共同作業を進めるために全力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣安住淳君登壇、拍手〕

○國務大臣(安住淳君) 甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興予算が円滑、迅速に執行されるかどうかは大変重要なことであると認識しております。それぞれの担当省庁を通じて個別の事業がどの程度進捗しているかについては現在財務省として把握に努めております。

具体的には、災害廃棄物の処理について、当初の目的どおり八月末までに住宅地近傍の瓦れきの仮置場への搬入を完了するなど、事業が進捗しております。

被災者重建支援金については、十一月二十四日までに財團法人都道府県会館で受理している約十九万九千件の申請のうち、十九万四千件の約一千七百五十億円について振り込み手続を終了しております。

仮設住宅の供与については、十一月二十二日現

が入居をされております。

公共土木施設の復旧については、直轄道路にき、四月十日までに迂回路の利用を含め応急復旧を完了し、現在被災地での基幹道路となつておます国道六号線、四十五号線等については本格等の応急復旧を実施し、現在全ての港湾で一部旧を実施中であること、また、港湾につき、岸利用が可能となつてゐるなどと承知しております。

今後とも、補正予算に盛り込まれた事業が円に執行されますよう、財務省としても各省の動を注視し、一日も早い復旧・復興に努めてまいりたいと思っております。

次に、復興財源については、歳出削減や税外入の確保に努め、できるだけ时限的な税制措置を縮小していくことが重要であると考えております。

復興特別所得税は、個人の所得や各種の軽減措置などを反映した所得税額に対し一定の課税をするものであり、所得の低い層には、課税されなか負担が軽くなるような仕組みとすることとしており、所得税額に対する税率は二・一%としております。

政府としては、一定期間経過後に、事業の進捗を見直すこととしておりますが、その際、仮復興事業が増加する場合であつても、安易な増額に頼ることなく努力することが重要であると考てしております。

なお、各年度ごとの国民所得に対する税負担割合を示す租税負担率等については、毎年度公表しておりますけれども、社会保障・税一体改革についても、必要な情報は今後とも国民の皆様に

時提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。（拍手）

〔国務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

○國務大臣（川端達夫君） 江崎議員に、私に対して三つの御質問ありましたので、お答えいたしました。

まず、仮庁舎の建設等に関する補助金についてお尋ねがありました。

今回の震災では、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題であったことから、仮設庁舎の建設等、応急的な復旧に係る経費について国庫補助制度を創設し、一次補正で三十七億円、今般の三次補正では補助額二十一億円を盛り込み、支援していくこととしております。

当該補助金につきましては、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みのある経費であるため、国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができることとなつております。また、地方自治体が当該補助事業を執行するときには、当該年度予算において繰越明許費を設定することにより、翌年度に予算を繰り越して使用することができるところでございます。

次に、来年度の交付税の確保についてお尋ねがございました。

平成二十四年度の復旧・復興事業に係る地方負担分については、概算要求組替え基準において歳出の大枠とは別枠で地方交付税を加算することとされており、地方財政計画の策定に当たつても、地方の復旧・復興事業費及びその財源については通常の歳入歳出とは別枠で整理することいたしております。

平成二十四年度の地方交付税については、東日本大震災対応分の確保と併せ、被災自治体以外に

ついてもその財政運営に支障が生じないよう、通常の財政需要に対応する所要額の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、震災復興特別交付税の配分基準の明確化についてお尋ねがありました。

震災復興特別交付税により、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る第一次から第三次までの補正予算に伴う地方負担分等に対応することとしており、個々の被災団体における負担をゼロとするよう、事業実施状況に合わせて決定、配分することとしております。

震災復興特別交付税の具体的な算出方法については、法案の成立をいただいた後、直ちに省令を定め、速やかに地方団体にお示ししたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣小宮山洋子君登壇、拍手〕

(号)外

官報

○國務大臣(小宮山洋子君) 民間賃貸住宅等の借り上げによる仮設住宅への暖房器具の設置についてですが、プレハブの仮設住宅は、民間賃貸住宅等の一般住宅に比べて、断熱材の追加や二重サッシ化などの追加工事をしてもなお断熱面等で劣っていることから、プレハブの仮設住宅を対象に暖房器具の備付けを進めているところです。民間賃貸住宅等の借り上げによる仮設住宅については、N G O の皆さんなどが自治体と協力して暖房器具の配布を進めているところもあります。厚生労働省では、このような暖房器具を提供していくたゞくN G Oなどの支援団体や被災自治体などに対しての支援として、「糸」再生事業の補助事業の対象に含めることとして、借り上げによる仮設住宅にお住まいの方への支援にも最大限努力をしています。(拍手)

〔國務大臣小宮山洋子君登壇、拍手〕

○國務大臣(小宮山洋子君) 民間賃貸住宅等の借り上げによる仮設住宅への暖房器具の設置についてですが、プレハブの仮設住宅は、民間賃貸住宅等の一般住宅に比べて、断熱材の追加や二重サッシ化などの追加工事をしてもなお断熱面等で劣っていることから、プレハブの仮設住宅を対象に暖房器具の備付けを進めているところです。民間賃貸住宅等の借り上げによる仮設住宅については、N G O の皆さんなどが自治体と協力して暖房器具の配布を進めているところもあります。厚生労働省では、このような暖房器具を提供していくたゞくN G Oなどの支援団体や被災自治体などに対しての支援として、「糸」再生事業の補助事業の対象に含めることとして、借り上げによる仮設住宅にお住まいの方への支援にも最大限努力をしています。(拍手)

〔國務大臣平野達男君登壇、拍手〕

〔塚田一郎君登壇、拍手〕

○議長(平田健二君) 塚田一郎君。

〔塚田一郎君登壇、拍手〕

○塚田一郎君 自由民主党の塚田一郎です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました復興財源確保特別措置法案等について質問いたします。なお、答弁が不十分な場合は再質問をさせていただきます。

野田総理、最近の世論調査では、内閣支持率が三五%にまで落ち込み、支持と不支持が逆転したものもあります。T P Pに関する不誠実な説明、国内の合意を無視して国際社会で勝手に公約をする態度、山岡大臣の政治と金の問題や、一川大臣の宮中行事を無視した行動などを国民はしっかりと見ていました。既に国民党は野田政権を見放し始めています。

総理、三次補正やこの財源確保法案はなぜこの

化、迅速化を図ることとしておりますけれども、今後、詳細な制度設計を進めるに当たりまして、交付申請手続や提出書類の簡素化、年度間の調整や事業間の流用等の弾力的な執行などについて検討を進めてまいります。

次に、復興交付金の配分方法についての御質問をいただきました。

総理、最近の内閣支持率の低下をどのように受け止めているのですか。また、問題のある閣僚について、任命権者としての責任をどのように取るつもりか、伺います。

T P Pについて一点お伺いします。

総理は、関係国との協議の結果、国益を損なう

場合は交渉に参加しないこともあります。

私は、内閣支持率の低下をどのように受け止めています。

総理は、内閣支持率の低下をどのように受け止めています。

私は、内閣支持率の低下をどのように受け止めています。

官 報 (号 外)

六十九条三項では新たに補正予算を作成する場合を想定しており、第四次補正予算の編成は既定路線と思われます。

総理、第四次補正予算を考えているのかいないのか、明確にお答えください。また、官房長官は二重ローン対策は予備費で対応するとおつしやっているようですが、総理もそういう方針なのか、お答えください。

また、新たな予算編成により不足する財源はどうのように確保するのでしょうか。増税幅を更に増やすのか、復興債を増発するのか、総理にお尋ねします。

自民、公明、民主の三党は、復興特別会計を平成二十四年度に設置することで合意しました。特別会計の対象は、平成二十四年度以降の復興費用と三次補正で発行する復興債となっています。しかし、一次、二次補正で執行される復興費用やその財源、三次補正の復興関係費用はその対象に含まれると明記されていません。

これらを復興特別会計に含まなければ、復興事業に係る歳入歳出の全体像が把握できず、中途半端なものになってしまうと考えます。第一次補正予算から全ての復興費用及び財源を特別会計に含めるべきと考えますが、財務大臣の見解をお聞かせください。

政府は、復興財源のうち七兆円は歳出削減、税外収入で賄うとしています。内訳は、子ども手当の見直しや東京メトロ株の売却などで三兆円、J-T株の売却や公務員人件費の見直しなどで一兆円、そして、今後十年間で様々な努力で捻出する二兆円というものです。

そこで、まず、子ども手当の見直しについて伺います。

政府・民主党は、子ども手当などマニフェストが実現できない理由に復興財源の捻出を挙げていますが、これは明らかな詭弁です。マニフェストの実行は、大震災以前、今年度当初予算の編成時点で既に困難となっていたのです。その時点で、無駄の削減や予算の組替えで捻出できるとした民主党の財源論が破綻していたことは明白です。子ども手当削減で得られた財源は、本来、増発した赤字国債の発行の減額に充てるべきと考えます。が、総理の御所見を伺います。

次に、公務員人件費の削減について伺います。政府は人事院勧告を実施しないとしています。が、人勧の趣旨が特例法案の七・八%に含まれるという政府の説明は納得できません。まず人勧に基づき〇・二三%を下げ、続けて七・八%との差額を給与特例法で削減するのが筋ではありませんか。なぜそうできないのか、納得できる理由をお示しください。

また、このままでは年内の給与引下げが行われず百二十億円の削減が不可能になります。それでも人勧を実施しないのか、お答えください。

さらに、今回の一・八%の引下げは、新たな労使関係制度を先取りする形で政府と連合系の労働組合が合意したものだといいます。川端大臣もはつきりそう答弁しています。しかし、政府と組合の直接交渉で給与を決めるのは、公務員に労働協約締結権がないという現状において違法ではないですか。総理、お答えください。

また、この合意では、今回の給与引下げは地方公務員には波及させないことも決められたといいます。しかし、全ての公務員が震災からの復興に力を合わせるという意味で、当然、地方公務員も

べきではないと考えますが、見解をお聞かせください。

もし、検討の結果、売却を行わないことになりましたが、これは明らかに詭弁です。マニフェストの売却には大きな問題があります。本当に実現できるのか、甚だ疑問です。昨年の一本当たり三・五円の大幅なたばこ増税により、葉たばこ農家は危機に瀕しており、全国で、耕作人員で約四割、耕作面積で約三割が来年度から廃作する意向です。葉たばこ農家は福島など被災地にも多くあります。被災地の葉たばこ農家は、震災と増税の二重の苦しみにあえいでいるのです。

このような状況で、政府は当初、復興財源として更なるたばこ増税を打ち出しました。結果として与野党協議でたばこ増税はなくなりましたが、そのようなことを言い出すこと自体、とんでもないことです。一体、政府は葉たばこ農家の現状をどう認識しているのか、総理に伺います。

来年度以降のたばこ税については、今年度の税制改正大綱で、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断するとしています。総理、よもや、このような現状でこれ以上のたばこ増税はないでしょうね。ここで確約をしてください。

さらに、今後J-T株を全て売却し、完全な民営企業になった場合、現在の葉たばこ全量買取り制度が維持できなくなり、国内の葉たばこ農家は壊滅的な打撃を受けるとの懸念があることについて、総理の見解を伺います。

また、エネルギー特会の保有株式売却により政府の後ろ盾がなくなつて、国際的な資源獲得競争に勝てるのでしょうか。総理、エネルギー安全保険の観点からエネルギー特会の保有株式は売却すべきではないと考えますが、総理の見解を伺います。

また、エネルギー特会の保有株式売却により政経済状況を好転させることを前提として、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるとさえておりました。政府・与党が六月に決定した社会保

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等)を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する法律の臨時特例に関する法律等の全部を改正する法律案(概要説明))

障と税の一体改革成案でも、同じように、経済状況を好転させることを条件としています。日経平均が連日、年初来最安値を更新する状況で、経済状況は好転していると考えですか。総理の認識とその根拠をお示しください。

最近、政府は平成二十六年四月に税率を8%に引き上げる方針だという報道がなされ、五十嵐財務副大臣もそれに沿った発言をされています。これは政府の公式見解ですか。法案の中に書き込む増税の具体的な時期と税率について、明確にお答えください。

また、政府の社会保障・税一体改革成案では、引上げ分の消費税収については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現するとしていますが、増税に伴う税収における国と地方の配分をどのように考えているのか、総理に御説明願います。

民主党の藤井税調会長は軽減税率導入に反対すると言及していますが、今回の増税において軽減税率の導入を行うのか否かについて、財務大臣に御説明願います。

最後に、総理の政治理念と消費税増税の関係について伺います。

総理は、国家ビジョンを問われると、中間層の厚みのある社会とおっしゃいます。総理の唯一の国家ビジョンだと思いますが、私は、これと今回の消費税増税との関係が理解できません。総理は、中間層の厚みがある社会を具体的にどのような政策で実現されようとしているのでしょうか。また、この目標と消費税増税は矛盾するも

のではありませんか。お答えください。

せん。

ことが多いのは事実でございますが、今年度については、今後、追加財政需要の状況を見て判断することとしています。

いずれにせよ、協議に際しては、守るべきものは守り抜き、そして、勝ち取るものは勝ち取るべきことは明白です。消費税を引き上げないと言つて与党・民主党が得た議席を使つて、消費税増税の法案を審議し、議決することは、国民軽視であり、断じて許されません。

消費税の増税法案を提出する前に衆議院を解散して民意を問うことを強く求めて、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君)　自民党、塚田議員の御質問に順次お答えをしてまいりたいと思いまます。

まず最初に、支持率と大臣の任命責任についてのお尋ねがございました。

世論調査における国民の声は、叱咤激励として真摯に受け止め、身を引き締め、更に「正心誠意」なすべき課題に取り組んでいきたいと考えております。

閣僚の任命については、それぞれ適格であるとの判断に基づき任命をしております。各大臣に関する御指摘については、本人がこれまで国会審議においても説明し、また、これからも必要な説明はされるものと考えています。

TPPにおける米の扱いについての御質問をいたしました。

TPP協定については、基本的に全ての関税を十年以内に撤廃することが原則になるとされていました。

ですが、最終的に即時撤廃などの程度となるのか、段階的にどれくらいの時間を持って撤廃をするのか、また、関税撤廃の例外がどの程度認められるかなどについては現時点では明らかではありません。

通常、年末に、生活保護費負担金を始めとする追加財政需要に対応するための補正予算が編成さ

れることは多いのは事実でございますが、今年度については、今後、追加財政需要の状況を見て判断することとしています。

いずれにせよ、現時点で四次補正の編成を具体的に検討してはおりません。二重ローンへの対応に関して必要な予算措置については、予備費の活用といった方法も含めて必要な対応を検討しているところであります。

また、復興財源に関して、政府としては、一定期間経過後に、事業の進捗等を踏まえ、復旧・復興事業の規模を見込みと財源を見直すこととしています。ですが、その際、仮に復興事業が増加する場合であっても、その財源については安易に増税に頼ることなく努力することが重要と考えております。

また、復興財源に関して、政府としては、一定期間経過後に、事業の進捗等を踏まえ、復旧・復興事業の規模を見込みと財源を見直すこととしています。ですが、その際、仮に復興事業が増加する場合であっても、その財源については安易に増税に頼ることなく努力することが重要と考えております。

統いて、子ども手当削減で得られた財源は赤字国債の発行の減額に充てるべきとの議論についての御質問をいただきました。

与野党の賛成により成立した復興基本法は、第七条で歳出削減による復興財源の捻出を定めています。子ども手当についても、三党合意に基づいています。子ども手当についても、三党合意に基づいています。子ども手当についても、三党合意に基づいています。

統いて、子ども手当削減で得られた財源は赤字国債の発行の減額に充てるべきとの議論についての御質問をいただきました。

与野党の賛成により成立した復興基本法は、第七条で歳出削減による復興財源の捻出を定めています。

統いて、四次補正予算の検討状況、二重ローン対策、今後の復興財源についての御質問をいたしました。

統いて、四次補正予算の検討状況、二重ローン対策、今後の復興財源についての御質問をいたしました。

労働基本権が制約をされている現行制度においては人事院勧告制度を尊重することが基本であるとの考え方の下、今般の人事院勧告の取扱いについて真摯に検討を行つたところでございます。

その結果、我が国の厳しい財政状況と東日本大

消費税引上げの議論においては、その使い道、特に社会保障をどう改革するかをその前に議論しなければなりません。民主党は、全ての年金を一元化し、最低保障年金を創設する民主党案がベストと言い放ち、現行制度を批判してきました。ならば、具体的な制度設計を国民に示すのは当たり前です。

本年二月の衆院予算委員会において、我が党の坂口副代表は、民主党の最低保障年金の支給対象

について、年収三百万円未満の人と設定した場合、十二兆円という巨額の財源が必要との試算を提示し、政府の考え方をだしましたが、前总理は明言を避け、最低保障年金も一元化も決まっていない、すなわち民主黨案は絵にかいたもちだったということが明らかになりました。

政府が与野党協議を踏まえて決定したいというならば、まずは、与党と政府内での成案をまとめ、閣議決定するのが先です。

そもそも、政府・民主党のやり方は余りに唐突、ばらばら過ぎます。例えば、将来の年金の姿、形すら明確にしないまま、出てくる報道は、支給年齢を上げる、消費税を上げるです。さらには、TPPへの参加など、国民生活にかかる重要なことが、党内の議論や意見集約、合意のないまま唐突に総理によって発表され、みんなが大混乱をする、これが民主党政権の常套手段です。

国民生活の根幹となる税と社会保障の一体改革について、与党内と内閣の合意形成をいつまでにどのようにプロセスで図るのか、その道筋と時期について総理の御見解を伺います。

一方で、民主党の元代表、前原政調会長は、今月二十日のNHKの番組で、民主党が二〇〇九年に掲げた年金制度の一元化や月額七万円の最低保

障年金創設を内容とする年金制度改革について、一三年度に法案を出すべく作業していくと述べられました。前原政調会長の御発言内容は、年金制度改革の根幹と言える重要事項ですが、この内容は、民主党内、そして内閣の中で合意しているのでは、どうか。総理の御見解を伺います。

年金制度への政府の姿勢について質問をさせていただきます。

年金制度を支えるのは財政だけではありません

ん。財政とともに、将来にわたって制度が安定して維持するという国民の信頼感が年金制度を支えます。

十月に、政府が年金支給年齢を六十八歳から七十歳に引き上げることを検討するという報道があり、年金制度は大丈夫なのかという不安の声が多く、国民から寄せられました。

民主党は、野党時代から年金制度への不安をあおり、与党になつて、今なお国民を不安に陥れています。このことに対する猛省を促すと同時に、年金制度への信頼を維持することの重要性と政府の責任について総理の御決意を伺いたいと思いま

す。

次に、基礎年金の国庫負担分の財源についてお伺いします。

三分の一から二分の一に引き上げられた基礎年金の国庫負担分のうち、二・五兆円の来年度の財

源について、小宮山厚生労働大臣が将来の消費税で返済をするつなぎ国債の発行に言及したと報道されています。また、藤村官房長官も、年金債に

ついて一つのアイデアと発言したと報道されてい

ます。しかし、消費税の引上げが法律として確定されていました。しかし、予算の迅速かつ着実な執行のために運営・運用面での改善と工夫が欠かせません。復興事業を統括する復興庁の設置法案や

ですが、総理の御見解を伺います。

今回の財源確保法案に加え、総理が年度内に法案を出すとされている消費税引上げと、増税の話が続いている。先進国の中で群を抜いて高い我が国の債務のGDP比率を考えれば、避けては通れない議論であることは承知していますが、増税への国民の理解は、政府への信頼なくしてはあります。そのため、政治と金の問題に対処し得ません。

そのために、政治と金の問題に対処しなければなりません。

民主党は、マニフェスト二〇一〇において、政治改革を掲げ、政治資金規正法改正と企業団体献金の禁止を明言しています。あるならば、我が党が提出している政治資金規正法を受け入れ、早急に成立させるべきであります。総理の御見解を伺います。

クリーンな政治とともに、国民の皆様からの信頼を得るために必要なことは、更なる無駄削減の努力です。

会計検査院が今月公表した二〇一〇年度の決算検査報告では、税金の無駄遣いなどと指摘された金額が四千二百八十三億円に上りました。無駄ゼロへの取組を一層進めていくために、公明党は、二〇〇九年から、検査院による不当事項の指摘の実効性を高めるため、指摘を受けた省庁などに対して是正措置などの状況報告を義務付ける会計検査院法改正案を繰り返し提出しています。無駄遣いを防ぐ上で必要不可欠な法案と考えますが、早期の成立に向けて、総理の御見解を伺います。

さて、ようやく成立した第三次補正予算によ

ります。しかし、予算の迅速かつ着実な執

行のために運営・運用面での改善と工夫が欠かせません。

消費税について、一体改革成案において社会

地域主体の復興を後押しする復興特区法案などの成立が不可欠です。とともに、役場の域外移転を余儀なくされている原発周辺の町村や、役所ごと

津波に流され、役所機能を今なお完全に回復できていない三陸沿岸の市や町などに配慮し、事務手続きの簡素化や柔軟な運用など、被災地の目線に立った懇切丁寧な予算執行が求められると考えます。これに対して、総理の御見解、そして迅速な復興事業遂行への御決意を伺います。

最後に、公明党は、長きにわたる復興への取組を支え、被災者の方々に笑顔が戻るその日まで被災地に通い続け、被災された方々に寄り添い、全労働かせていただくことをお誓いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党の竹谷議員の御質問に順次お答えをしていただきたいと思いま

す。

まず最初に、復興のための税制措置の必要性及び復興財源から消費税を除外したことについてのお尋ねがございました。

現下の経済金融不安の最大の要因は、ギリシャに端を発する欧州諸国の財政危機の問題、政府債務問題であります。財政健全化は、経済や国民生活を守る上でも、市場や国際社会の信認を得る上でも逃げることのできない課題であります。

こうした状況の中、復興財源については、今生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うことを基本とし、歳出削減や税外収入の確保に最大限努めるとともに、それでもなお足らざる部分について、今を生きる国民の皆様に一定の御負担をお願いをするものであります。

保障財源として活用することとしているため、政府税調で複数の選択肢をまとめる段階において選択肢から外すように指示をしたものでございました。

続いて、マニフェストと税制改革に関するお尋ねがございました。

マニフェストについては、前執行部が中間検証を行つて、財源確保を含めて実現できていないところは真摯に認め、その理由についても御説明をしていようと考へております。また、社会保障・税一体改革は、マニフェストに記載した政策とその財源確保とは別の問題として御提起をさせていただいております。

政府としては、社会保障・税一体改革の必要性について国民の皆様に丁寧に御説明するとともに、國民利益の実現のために真摯に与野党協議のお呼びかけをしていきたいと考えております。今後も、まず社会保障に関する議論を進め、与野党が共通の成案を得る努力を行いながら、国民の皆様の御理解をいただけるよう全力を尽くしていきたいと考えております。

社会保険・税一体改革に関するG20での発言などについて御質問をいただきました。

社会保険・税一体改革に関するG20での発言などについて御質問をいただきました。官僚の末に、本年六月、政府・与党社会保険改革検討本部において決定したものであり、また、政権発足後の九月に閣議決定した基本方針において、これを早急に具体化するとの方針を示しております。

一体改革についての私の考え方は、新内閣発足後、最初の所信表明演説やその後の国会審議においても繰り返し御説明申し上げてきたところであり、先般のG20で合意したカンヌ・アクションブ

ランは、こうした從来の方針を記載したものであります。

社会保障・税一体改革の合意形成の道筋と時期についてのお尋ねがございました。

社会保障・税一体改革については、本年六月に決定した成案を早急に具体化するため、八月に公表したスケジュールに沿つて着実に検討を進めているところであります。

具体的には、政府においては、社会保障改革については関係審議会等において検討を進めており、年内に各分野の具体的な改革案を取りまとめ、平成二十四年以降、順次関連法案を提出することとしています。また、消費税を含む税制抜本改革の具体的な内容については、税制調査会等に

おいて本年度中の法案提出に向けて検討を進めることとしています。

一方、民主党においても、社会保障と税の一体改革調査会などにおいて成案の具体化の議論を進めているものと承知をしており、与党とも連携を取りながら、一休改革を進めてまいります。

一休改革は、若い世代を含め国民が将来に不安を持たないようにするため、我が国にとって決して先送りできない喫緊の課題であります。各党各会派におかれても政策協議に御参加いただくよう改めてお願ひをいたします。

民主党の年金制度改革案についての御質問をいたしました。

民主党のマニフェストでは、所得比例年金と最低保障年金の組合せから成る一つの年金制度に全ての人が加入することを目指しております。この

新しい年金制度の創設には、現在の年金制度を抜本的に改めることとなるため国民的な合意が不可欠であり、本年六月に政府・与党検討本部として

合意した一休改革成案では、その方向性と骨格を示し、国民的な議論や環境整備を進めて実現に取り組むこととしています。

制度の詳細については、民主党において検討してまいります。今後、政府としては、民主党の動きを踏まえて引き続き検討を進め、平成二十五年、二〇一三年の法案提出を目指してまいります。

年金制度への信頼維持についてのお尋ねがございました。

年金制度への信頼維持についての御質問を開始した六十五歳を超えて引上げが決定される中、我が国が世界最長寿国であることを踏まえて、一休改革案において年金制度をめぐる検討課題の一つに

挙げられ、厚生労働省の審議会で議論を開始したこととあります。この問題については、高齢期の雇用、働き方や、高齢者世帯の約六割が年金だけで暮らしているという現実を踏まえて、中長期的な観点から考えていきたいと思います。

いずれにしましても、年金制度は国民の間の支え合いの仕組みであり、竹谷議員御指摘のとおり、国民の制度への信頼を保つことが不可欠であります。政府としては、今後とも、諸課題について丁寧な議論を進めながら対応することにより、信頼できる安定した年金制度を確立をしてまいります。

会計検査院の機能を向上していくことは重要な課題であると認識をしており、御指摘の問題意識は共有し、民主党においても検討しているところでございます。法案については政党間において御議論がなされるものと承知をしていますが、政府としては、これらの御議論も十分踏まえ、より一層の予算執行の適正化に向けて積極的に取り組む所存であります。

第三次補正予算の丁寧な執行と復興事業の迅速な遂行について御質問をいただきました。

第三次補正予算の丁寧な執行と復興事業の迅速な遂行について御質問をいただきました。

東日本大震災からの復旧・復興は、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題であります。政府は、これまでも、地元自治体とも協力して、全力を挙げて被災地の復旧・復興対策に取り組んでまいりました。

去る二十一日には第三次補正予算が成立したところであり、今後、この予算を迅速に活用し、被

めているわけではありません。年金財政の安定が損なわれないようにするためにも、社会保障・税一体改革を進めていくことが必要であると考えております。

政治資金規正法改正に関する御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案については、民主党の提案、企業・団体献金禁止を内容とするなどございますが、これと併せて具体的に協議に入るよう党に指示をしております。お互いの提案について現場において協議を進めて、各党が合意に達し、成案が得られることを強く期待をしております。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

公明党提案の政治資金規正法改正案についての御質問をいただきました。

災地の復興を加速をさせていくことが重要な課題であります。このため、復興特区に係る計画を始め、各種手続の簡素化を図るとともに、復興庁を可能な限り早期に設置して、現地の復興局が被災地の要望等にワンストップで対応するなど、できるだけ被災自治体の立場に立つた運用を行い、復興事業を速やかに実施をしてまいります。

また、行政機能が低下している市町村に十分配慮し、地域の要望を踏まえ、県とも連携し、職員の派遣や技術的な助言など様々な支援を行ってまいります。(拍手)

○議長(平田健二君)

(平田健二君登壇、拍手)

○桜内文城君 桜内文城君。

(桜内文城君登壇、拍手)

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

みんなの党を代表して、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案外二案について、野田総理に質問します。

まず、政権交代後二年余りで見えてきた民主党政権の三つの特徴を指摘します。

第一に、国会無視。すなわち、唯一の立法機関の定める法律を枚挙にいとまがないほどに無視していました。

例えば、尖閣事件への対応。これは検察庁法十四条ただし書又は刑事訴訟法二百四十八条違反に当たります。那覇地検の判断と強弁し、中国人船長を処分保留の上、釈放。

また、原発事故への対応は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする原子力災害対策特別措置法違反。総理、あなたたは国民の生命、身体、財産を守っていると国民党に向かつて言えますか。沃化カリウム剤を配布せざるを得ません。

結果、三次補正でも、福島第一原発の敷地内、オンラインサイトの予算は一円たりとも付いていない。レベル七の国際的な大事故であるにもかかわらず、敷地内の汚染水の循環装置、地下水の漏れを防ぐ遮蔽壁、再度の津波を防ぐ防潮堤の建設等、全てが実質的な破綻状態にある東京電力に丸投げされています。

第二に、国益無視。民主党政権は、普天間基地移設問題をいたずらにこじらせただけでなく、外交面で尖閣事件の処理、竹島や北方領土問題でも国益を損ねる対応を重ねてきました。

また、経済面でも、野田総理は分厚い中間層の復活を目指すと言ひながら、そこを狙い撃ちするかのような法人税、所得税、消費税のトリプル増税の負担を求めています。デフレ経済下での増税、すなわちデフレ政策は明らかに国益を損ないます。

第三に、国民無視。被災地の救済は後回し、増税のみ先行する。

二重債務法案の衆議院での与党修正は、明らかに被災者の救済という意味で参議院可決法案よりも後退しました。被災地では日々の資金繰りに支障が生じ、一刻を争う事態であるにもかかわらず、民主党は参議院で反対、衆議院では三か月以上たなびらしにしました。こんなことを胸を張つて被災者に説明できますか。加えて、議員立法であるにもかかわらず、提出来派を排除する一方、官僚が参加して密室で三党協議を行つた。民主党政権の言う政治主導の化けの皮が剥がれたと言わざるを得ません。

本法案九十一条二項は大いに問題だと考えます。基礎年金の国庫負担増加分二・五兆円を一次補正で流用したことを理由に復興債の対象経費とするということですが、これは復興債の本来の使途となるべきものです。筋違いも甚だしいと考えますが、総理のお考へをお聞かせください。

それだけではありません。何事につけ国民への説明がありません。そして、国会や公の場での議論を経ることなく、唐突に自分の都合だけで一方的に自分の意見を言うのみ。TPP交渉参加、消費税増税についても、国内での議論を絶ずに外国で勝手に約束してくる。一体どこの政治家なのでしょうか。政権の性質として指摘しておきます。

どうせ今日も官僚の作文を読み上げるだけで

しゃうが、政治家としての気概があるなら、自らの言葉で語つてください。

それでは、質問に移ります。

野田総理、そして閣僚の皆さん、一体何のた

めに国会議員をやり、政権を担っているのですか。国政について自ら議論をする意思も能力もない政権には存在価値がありません。いつそのこと、選挙は、政党名だけの比例代表で議席数のみ確定し、政治家は選はない、あとはその議席数で多数決をすれば足りる。その方がよほど国費の無駄遣いを削減できます。

ギリシャでは、政治家ではなく経済学者が首相となりました。イタリアに至つては、首相だけでなく閣僚ポスト全てが政治家ではなく、専門家や実務家に委ねられました。国家の危機に際して統治能力を發揮できず、国会無視、国益無視、国民無視を続ける政権は、高額の議員歳費をもらう分、国民にとって有害な存在でしかあり得ません。総理のお考へをお聞かせください。

本法案の条文の大半が復興特別税に関するものです。復興に名を借りた増税法案とでも呼んだ方がよい。民主党政権下の予算編成で将来世代への負担の先送りが毎年度四十兆円を大きく超えている中、十兆円程度の復興債の償還を優先するというは優先順位を見誤っているのではないでしょう。國債の信認というならば、本予算での國債発行自体を抑制すべきと考えますが、総理のお考へをお聞かせください。

外務省の資料によれば、野田総理はG20首脳会議で、二〇一〇年代半ばまで段階的に消費税率を一〇%まで引き上げる等の方針を定めた社会保障と税の一体改革案を具体化する。これを実現するための法案を二〇一一年度内に提出すると明言しましたが、事前に国民への説明はありませんでした。

そもそも、社会保障・税の一体改革成案とい

ます。ですが、政府・与党社会安全保障本部決定では

あつても閣議決定ではありません。単なる閣議報告には何の法的効果もありません。憲法八十四条

租税法律主義はどこへ行つたんでしょうか。野田

総理は九月に閣議決定した基本方針においてこれを早急に具体化するとの方針を示したと言います。が、閣議決定も経ていないものを早急に具体化するという閣議決定こそ意味不明です。さらに、野田総理は衆議院本会議で、国内で何度も方針として示してきたことを国際社会に説明しただけだと答弁されていますが、野田総理は所信表明演説で

も歳入改革という曖昧な物言いしかしていません

ん。これで消費税増税の是非について国会で議論したと言えるんでしようか。単に財務官僚の願望を弁したにすぎないのではないか。

問い合わせの五。

野田総理は衆議院本会議の答弁で、平成二十一年度税制改正法附則第百四条の規定は平成二十三年度まで消費税を含む税制抜本改革法案を国会に提出することを政府に義務付けている。政府としては法律を尊重する責務を負っており、一体改革案ではこの附則百四条に示された道筋に従つて本年度中に法案を提出すると述べています。

しかし、野田総理は、附則百四条に重要な前提条件が付されていることを意図的に無視したんではないですか。附則百四条には、「景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させるこ^トを前提として」とあります。野田総理は、既に我が国の経済状況が好転したと判断したんじよ^うか。昨年後半以来、名目GDPが年率マイナス5%以上も減少する中、更に追い打ちを掛けるよう東日本大震災が発生して甚大な経済的損害が生じていますが、それで本当に経済状況が好転したと言えるんでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。

問い合わせの六。

小宮山厚生労働大臣が社会保障関係費の削減に言及したと報道されています。これは、古くから伝わる、入るを量りて出るを制するという財政運営の基盤からすれば評価できます。税収が不足する場合には増税して入るを増やすのではなく、出る歳出を減らす方向で考えるべきです。内閣府の試算によれば、二十歳未満の若者世代と既に年金を受給している六十五歳以上の高齢世代との間には一人当たり平均九千五百万円の格差

が生じています。また、高齢世代内部でも大きな格差があります。国民年金のみの高齢者は生活保護よりも少ない金額で生活を維持しなければならない一方、厚生年金や公務員の共済年金の支給額のうち、その高齢者自らが過去に積み立てた分は僅か一五%程度、それ以外の八五%は若者世代からの直接の所得移転です。デフレ経済下で年金のマクロ経済スライドを適用するだけでなく、一部、高額の年金支給そのものも見直すべきと考えます。

また、復興債について野田総理は、長い償還期間を設定すれば、若い世代は負担をし続けることになる一方、高齢世代は短い期間しか負担を負わない答弁しています。しかし、現実には、法人税、所得税、消費税共に、働き盛りで所得も多く出費もかさむ若い世代が負担しています。今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うという総理の言葉をそのまま解釈するのならば、高齢者向^けの社会保障関係費を縮減するほかないと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

最後に、作家の塩野七生氏は、禁じ手と称して、一、全ての銀行口座から〇・〇五%を徴収する、二、相続税免除の無利子国債の発行、三、宗教法人課税等を提言しています。国家の危機に際しては、歴史に学び、このような異例で新しきことも挑戦すべきではないかと総理にお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(野田佳彦君) みんなの党、桜内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、野田内閣に関する御質問でございました。ギリシャ、イタリアの危機管理内閣ともいっておりました。

き事例を引いて、我が野田内閣に対する御批判をいただきました。御批判は御意見として承りますけれども、ギリシャ、イタリアは言うまでもなく、我が国の危機の多くも長年の政策運営の蓄積によるものであり、与野党が責任を共有すべきものであることは議員も御承知のとおりであります。山積する危機を一つ一つ乗り越えるために国会の機能を發揮し、議員としての職責を果たすためにも、是非とも、与野党が協力して国民の要請にこたえることを期待し、また、そのため政権を挙げて全力を傾注したいと考えております。

統いて、年金国庫負担増加分を復興債で賄うことについての御質問をいただきました。G20では、政府・与党において熟議の末に取りまとめた「一体改革成案」を具体化し、これを実現するための所要の法案を本年度中に国会に提出するという方針を表明をしたものであります。一体改革についての私の考え方は、新内閣発足後、先ほど御指摘もありましたが、最初の所信表明演説やその後の国会審議においても繰り返し御説明申し上げてきたところであります。

租税法律主義との関係について申し上げれば、税制抜本改革は法律改正が必要であることは当然であり、附則百四条に示された道筋に従つて本年度中に法案を国会に提出することとしています。各党各会派の皆様におかれましては、「一体改革」に関する政策協議や国会での御議論に御参加いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、復興債の償還財源と本予算での国債发行の関係についてのお尋ねがございました。附則百四条第一項においては、消費税を含む税制抜本改革の実施に当たり、経済状況を好転させることとされており、現時点や法案提出時点の経済状況について言及しているものではないと考えております。

なお、経済状況の好転については、一体改革成

(号外)

案において、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向などを見極め、総合的に判断することとされおり、この方針に従つて経済状況の判断をしてまいりたいと考えております。

高齢者向け社会保障関係費削減についてのお尋ねがございました。

社会保障制度については、安定財源を確保し、その持続可能性を維持するとともに、必要な機能の充実を図りつつ、給付の重点化、効率化も行う必要があります。このため、社会保障・税一体改革案では、子ども・子育てや若者就労に対する支援の充実を図るとともに、年金のマクロ経済スライドの見直しや、高額療養費の見直しと併せた受診時定額負担の検討などの重点化、効率化の改革項目を示しております。

具体的な改革は厚生労働省の関係審議会等で現在議論しておりますが、世代間の公平を図り、全世代対応型社会保障制度の構築に向けて、今後、高齢者に対する社会保障について、充実と重点化、効率化の両面から見直しをしてまいりたいと考えております。

最後に、復興財源の確保策に関する塩野七生さんの御提案についての御質問をいただきました。

塩野七生さんが復興財源を確保するために税制に関する新たな取組を御提案をされていることは承知しております。

今般の税制措置については、復興の基本方針に基づき基幹税などを多角的に検討しましたが、時間的な措置であることに鑑み、既存の税目と異なる課税対象など新たな税制措置は制度設計を行うために相当な時間を要することなどを踏まえて、

案において、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向などを見極め、総合的に判断することとされおり、この方針に従つて経済状況の判断をしてまいりたいと考えております。

高齢者向け社会保障関係費削減についてのお尋ねがございました。

社会保障制度については、安定財源を確保し、その持続可能性を維持するとともに、必要な機能の充実を図りつつ、給付の重点化、効率化も行う必要があります。このため、社会保障・税一体改

革案では、子ども・子育てや若者就労に対する支援の充実を図るとともに、年金のマクロ経済ス

ライドの見直しや、高額療養費の見直しと併せた受診時定額負担の検討などの重点化、効率化の改

革項目を示しております。

具体的な改革は厚生労働省の関係審議会等で現

在議論しておりますが、世代間の公平を図り、全

世代対応型社会保障制度の構築に向けて、今後、

高齢者に対する社会保障について、充実と重点

化、効率化の両面から見直しをしてまいりたいと

考えております。

最後に、復興財源の確保策に関する塩野七生さ

んの御提案についての御質問をいただきました。

塩野七生さんが復興財源を確保するために税制

に関する新たな取組を御提案をされていることは

承知しております。

今般の税制措置については、復興の基本方針に

に基づき基幹税などを多角的に検討しましたが、時

間的な措置であることに鑑み、既存の税目と異な

る課税対象など新たな税制措置は制度設計を行

うために相当な時間を要することなどを踏まえて、

たためにはじめに述べたとおり、

これまでの政策目標を達成するためには、

さらなる努力が必要です。

以上が、本日の説明でした。

ありがとうございました。

以上が、本日の説明でした。

國務大臣	野上 浩太郎君 山谷えり子君 山崎 正昭君 岩城 光英君 溝手 顯正君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 中山 恭子君 田村 智子君 赤石 松田 清美君 松田 公太君 森 まさこ君 舛添 要一君 紙 智子君 松下 新平君 藤井 孝男君 桜内 文城君 松村 祥史君 川口 順子君 中西 健治君 井上 哲士君 吉田 博美君 有村 治子君 寺田 典城君 市田 忠義君 林 芳正君 山本 一太君 岸 宏一君 小野 次郎君 水野 賢一君 川端 達夫君 野田 佳彦君	閑口 昌一君 鴻池 祥肇君 小坂 憲次君 中曽根 弘文君 衛藤 晟一君 鈴木 政二君 渡辺 猛之君 上野ひろし君 石井 浩郎君 荒井 広幸君 山下 芳生君 青木 一彦君 小熊 懇司君 片山さつき君 山本 順三君 片山虎之助君 大門実紀史君 水落 敏栄君 猪口 邦子君 柴田 巧君 岡田 広君 加治屋 義人君 愛知 治郎君 江口 克彦君 橋本 聖子君 松村 龍二君 金子原 二郎君 川田 龍平君	財務大臣	厚生労働大臣	安住 淳君 小宮山洋子君 平野 達男君
内閣総理大臣	(閣条第一号)	内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官
総務大臣	（秋野公造君提出）(第二六号)	副大臣	副大臣	副大臣	副大臣
川端 達夫君	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	議長の報告事項	議長の報告事項	議長の報告事項	議長の報告事項
	予算委員	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
	予算委員	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨
	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨
	号)	号)	号)	号)	号)
	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨	同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨
	衆議院に通知した。	衆議院に通知した。	衆議院に通知した。	衆議院に通知した。	衆議院に通知した。
	（第百七十七回国会本院提出衆議院継続審査）	（第百七十七回国会本院提出衆議院継続審査）	（第百七十七回国会本院提出衆議院継続審査）	（第百七十七回国会本院提出衆議院継続審査）	（第百七十七回国会本院提出衆議院継続審査）
	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案
	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君	大門実紀史君
	山内 德信君	福島みづほ君	福島みづほ君	福島みづほ君	福島みづほ君
	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君
	同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し	同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し	同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し	同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し	同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し
	組に関する決議	組に関する決議	組に関する決議	組に関する決議	組に関する決議
	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書(横山信一君提出)(第三二号)	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書(横山信一君提出)(第三二号)	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書(横山信一君提出)(第三二号)	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書(横山信一君提出)(第三二号)	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書(横山信一君提出)(第三二号)
	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第三二号)	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第三二号)	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第三二号)	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第三二号)	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第三二号)
	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
	預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告	預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告	預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告	預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告	預託法に基づく株式会社安愚樂牧場からの報告
	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化
	経済上の連携に関する法律案(閣法第一四号)	経済上の連携に関する法律案(閣法第一四号)	経済上の連携に関する法律案(閣法第一四号)	経済上の連携に関する法律案(閣法第一四号)	経済上の連携に関する法律案(閣法第一四号)
	執行猶予に関する法律案(閣法第一四号)	執行猶予に関する法律案(閣法第一四号)	執行猶予に関する法律案(閣法第一四号)	執行猶予に関する法律案(閣法第一四号)	執行猶予に関する法律案(閣法第一四号)
	（閣条第一号）	（閣条第一号）	（閣条第一号）	（閣条第一号）	（閣条第一号）
	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第二五号)	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第二五号)	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第二五号)	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第二五号)	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第二五号)
	（秋野公造君提出）(第二六号)	（秋野公造君提出）(第二六号)	（秋野公造君提出）(第二六号)	（秋野公造君提出）(第二六号)	（秋野公造君提出）(第二六号)
	財指定及び保存の在り方に関する質問主意書	財指定及び保存の在り方に関する質問主意書	財指定及び保存の在り方に関する質問主意書	財指定及び保存の在り方に関する質問主意書	財指定及び保存の在り方に関する質問主意書
	内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任
	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
	石井 一君	石井 一君	石井 一君	石井 一君	石井 一君

官 報 (号外)

		法務委員	
	辞任	補欠	
農林水産委員	石井 一君	はた ともこ君	
外交防衛委員会	江田 五月君	江田 五月君	補欠
理事 風間 直樹君 (棟葉賀津也君の補欠)	徳永 エリ君	江田 五月君	徳永 エリ君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。			
同日内閣から次の議案が提出された。			
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書			
平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書			
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。			
国民年金法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)			
意書(岩井茂樹君提出) (第三三号)			
基礎的輸液製剤の安定的供給に関する質問主意書(藤井基之君提出) (第三四号)			
同日内閣から次の答弁書を受領した。			
参議院議員佐藤正久君提出米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問に対する答弁書(第二〇〇号)			
参議院議員福島みづほ君提出東京電力福島第一			
		法務委員	
	辞任	補欠	
農林水産委員	江田 五月君	徳永 エリ君	江田 五月君
参議院議員佐藤正久君提出自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問に対する答弁書(第二三三号)			
同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十二年度国の債権の現在額総報告を受けた。			
同日本院は、五日の西岡議長逝去に際し、次の各議会議長等より弔電等を接受した。			
カンボジア王国 ウクライナ	カンボジア王国	チア・シム上院議長	ウクライナ
平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書	ヴォローディミル・ミハ	チア・シム上院議長	ヴォローディミル・ミハ
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	アクリマトベク・ケル	チア・シム上院議長	アクリマトベク・ケル
同日議員から次の質問主意書が提出された。	キルギス共和国 ディベコヴィチ・ケル	チア・シム上院議長	キルギス共和国 ディベコヴィチ・ケル
民主党政権の国づくりビジョンに関する質問主	ロシア連邦 ディベコフ議會議長	チア・シム上院議長	ロシア連邦 ディベコフ議會議長
意書(岩井茂樹君提出) (第三三号)	ヴァレンチナ・イヴァノワ	チア・シム上院議長	ヴァレンチナ・イヴァノワ
基礎的輸液製剤の安定的供給に関する質問主意書(藤井基之君提出) (第三四号)	ノヴァ・マトヴィイエン	チア・シム上院議長	ノヴァ・マトヴィイエン
同日内閣から次の答弁書を受領した。	コ連邦院議長	チア・シム上院議長	コ連邦院議長
参議院議員佐藤正久君提出死刑制度の在り方に関する質問に対する答弁書(第二三三号)	ボーランド共和国上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。	チア・シム上院議長	ボーランド共和国上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。
同日内閣から次の答弁書を受領した。	祝辞を発送した。	チア・シム上院議長	祝辞を発送した。
昨二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
同日議長は、八日のボグダン・ボルセヴィッチ・ボーランド共和国上院議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。			
同日内閣から次の答弁書を受領した。			
参議院議員佐藤正久君提出米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問に対する答弁書(第二〇〇号)			
参議院議員福島みづほ君提出東京電力福島第一			
		法務委員	
	辞任	補欠	
農林水産委員	江田 五月君	徳永 エリ君	江田 五月君
参議院議員佐藤正久君提出自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問に対する答弁書(第二三三号)			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。			
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二号)			
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。			
委員派遣承認要求書			
一、目的 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故由來の放射性物質による環境汚染への取組状況等に関する実情調査			

米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月十一日

参議院副議長 尾辻 秀久殿 佐藤 正久

米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問主意書
今般、米軍が米国防衛関連企業から調達した防衛装備に偽造とみられる部品が多数搭載されていることが判明したと報じられた。

米国上院軍事委員会のレビン委員長は、これら偽造部品が人命を奪つたり、軍用機墜落を招く重大な故障につながつたりした事例はなかつたと説明する一方で、「是正が行われなければ、こうした悲惨な結果が起つり得る現実的な不安があつた箇所が多く確認されている」と述べている。

同軍事委員会の調査スタッフは約百万個に上る部品の偽造を発見し、ロッキード・マーチン製輸送機C-130Jなどの軍用機でも、主に中国製の偽造部品を発見したとの調査結果を明らかにした。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 我が国の防衛装備品、特に米国による有償の対外軍事援助(FMS)で取得した装備品において、同様の事態が発生している可能性について、米国への照会及び調査を実施する考えはあるか。

二 防衛省では、今年度第三次補正予算において、海上自衛隊のYS-11輸送機三機の後継として、米軍から中古のC-130輸送機六機を購入する。

入する方針であると承知しているが、当該輸送機に、そのような偽造部品が使用されている可能性について、米国への照会及び調査を実施する考え方はあるか。

右質問する。

平成二十三年十一月二十二日

参議院議長 平田 健二殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員佐藤正久君提出米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問に対する答弁書

そこで、以下のとおり、質問する。

一 原子力発電所の事故に対応するために政府が作成したすべてのマニュアルの名称、作成時期及び作成府省を明らかにされたい。また、ホームページなどを通じて、すべてのマニュアルを国民に公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。とりわけ、「原子力災害対策マニュアル」、「原子力事故・災害時対応マニュアル」及び「文部科学省防災業務計画・第四編・原子力災害対策」については、速やかに国民に公表すべきと考えるが、併せて政府の見解を示されたい。

二 すべてのマニュアルのうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月十四日

参議院議長 平田 健二殿 福島みづほ

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書

参議院議長 平田 健二殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応については、SPEED-Iの運用などで、政府自らが作成したマニュアルに反する不適切な運用があつたことが明らかになつてゐる。このような不手際が生じるのは、事故対応がどのようなマニュアルに沿つて行われているかが、國民に公表されないためである。もし、マニュアルが國民に公表されたいたならば、それに反する運用がなされることはなかつたはずである。

そこで、以下のとおり、質問する。

一 原子力発電所の事故に対応するために政府がこれまでに調達した装備品や今後調達する予定の御指摘の輸送機等に、御指摘のような偽造部品が混入している可能性について、米国への照会等により引き続き情報収集に努める考えである。

そこで、以下のとおり、質問する。

一 お尋ねの「マニュアル」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく計画を運用するため、現時点で把握している限りにおいて、①原子力発電所の事故に対応することを目的として政府が作成した規程等の名称、②制定時期及び③作成主体をお示しすると次のとおりである。

二 ①原子力災害対策マニュアル ②平成十二年八月 ③原子力災害危機管理関係省庁会議

①内閣府原子力災害発生時対応要領 ②平成十三年一月 ③内閣府政策統括官(防災担当)

①原子力安全委員会・緊急技術助言組織等緊急時対応マニュアル ②平成元年十二月 ③内閣府原子力安全委員会事務局

①原子力事故・災害時対応マニュアル ②平成十三年三月 ③文部科学省

①農林水産省原子力災害緊急対応マニュアル ②平成十二年六月 ③農林水産省

官 報 (号 外)

外(号)報

①茨城県原子力オフサイトセンター運営要領 ②平成十五年五月 ③経済産業省原子力安全・保安院東海・大洗原子力保安検査官事務所及び文部科学省科学技術・学術政策局茨城原子力安全管理事務所	①新潟県柏崎刈羽原子力防災センター運営要領 ②平成十四年四月 ③経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課及び柏崎刈羽原子力保安検査官事務所	①浜岡オフサイトセンター運営要領 ②平成十二年十一月 ③経済産業省原子力安全・保安院浜岡原子力保安検査官事務所	①石川県志賀オフサイトセンター運営要領 ②平成十三年一月 ③経済産業省原子力安全・保安院敦賀原子力保安検査官事務所	①敦賀オフサイトセンター運営要領 ②平成十五年五月 ③経済産業省原子力安全・保安院敦賀原子力保安検査官事務所	①美浜オフサイトセンター運営要領 ②平成十五年五月 ③絏済産業省原子力安全・保安院美浜原子力保安検査官事務所	①大飯オフサイトセンター運営要領 ②平成十四年十二月 ③絏済産業省原子力安全・保安院大飯原子力保安検査官事務所	①高浜オフサイトセンター運営要領 ②平成十四年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院高浜原子力保安検査官事務所	①島根オフサイトセンター運営要領 ②平成十四年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院島根原子力保安検査官事務所	①愛媛県オフサイトセンター運営要領 ②平成十六年五月 ③絏済産業省原子力安全・保安院伊方原子力保安検査官事務所
①佐賀県オフサイトセンター運営要領 ②平成十四年六月 ③絏済産業省原子力安全・保安院玄海原子力保安検査官事務所	①川内オフサイトセンター運営要領 ②平成十四年三月 ③絏済産業省原子力安全・保安院川内原子力保安検査官事務所	①北海道産業保安監督部防災業務実施要領 ②平成二十三年八月 ③絏済産業省原子力安全部・保安院北海道産業保安監督部防災業務マニュアル	①関東東北産業保安監督部東北支部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部東北支部防災業務マニュアル(原子力灾害対策編)	①関東東北産業保安監督部東北支部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部東北支部防災業務マニュアル(原子力灾害対策編)	①中国四国産業保安監督部四国支部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部防災業務マニュアル	①中国四国産業保安監督部四国支部防災業務実施要領 ②平成十八年二月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部防災業務マニュアル	①九州産業保安監督部四国支部防災業務実施要領 ②平成十八年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院九州産業保安監督部防災業務マニュアル	①九州産業保安監督部四国支部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院九州産業保安監督部防災業務マニュアル	①中部近畿産業保安監督部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部防災業務マニュアル
①中部近畿産業保安監督部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部防災業務マニュアル	①防災業務マニュアル(原子力灾害対策編) ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部防災業務マニュアル	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十一年九月 ③国土交通省気象庁東京管区気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十一年七月 ③国土交通省気象庁前橋地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十六年十月 ③国土交通省気象庁熊谷地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十月 ③国土交通省気象庁横浜地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十六年十月 ③国土交通省気象庁新潟地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁静岡地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁甲府地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁福井地方気象台
①中部近畿産業保安監督部防災業務実施要領 ②平成十七年四月 ③絏済産業省原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部防災業務マニュアル	①札幌管区気象台灾害対策要領 ②平成十八年十一月 ③国土交通省気象台札幌管区気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁静岡地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁甲府地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁福井地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十一月 ③国土交通省気象庁名古屋地方気象台	①原子力防災に関する連絡・運用要領 ②平成三十三年十月 ③国土交通省気象庁松山地方気象台	①原子力灾害緊急作業要領 ②平成二十年三月 ③国土交通省気象庁青森地方気象台	①原子力灾害緊急作業要領 ②平成二十年三月 ③国土交通省気象庁福島地方気象台	①原子力灾害緊急作業要領 ②平成二十年三月 ③国土交通省気象庁宮崎地方気象台

官 報 (号 外)

①原子力災害対策のあらまし ②有

①自衛隊原子力災害対処計画 ②有

①原子力災害派遣計画 ②有

①中央即応集団原子力災害対処計画 ②有

①横須賀地方隊原子力災害対処計画に関する
横須賀地方隊一般命令 ②無 ③原子力災害派
遣活動が終了したため。

①航空総隊原子力災害対処計画 ②無 ③原
子力災害派遣活動が終了したため。

また、一についてで列記したものの中、そ
の余のものは、当該事故に対応するために使用
したことがないが、その理由は、福島第一原子
力発電所を対象としていないためである。

た刑務官からの意見聴取を行っていないと認識している。これらの方の意見は、死刑制度を考える上で不可欠と考えるが、今後、意見聴取を行ふ予定はあるか明らかにされたい。

が司法記者クラブの記者に対して公開された。しかしながら、この公開は、司法記者クラブ以外のジャーナリストには公開されておらず、また、地下室への入室も禁止される等、極めて制限的である。

三について
御指摘の事例についての記録はなく、承知し
ていません。

い。
る裁判員及び刑場の観察を希望する全ての国民に対する刑場の公開を行うことは考えていました。

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十三年十一月十四日
佐藤 正久

參議院議長 平田 健二 殿

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現

状と方向性に関する質問主意書

防衛省自衛隊では、防衛計画の方針及び「中期防衛力整備計画において、民間活力の有効活用、

すなわちアウトソーシングによる合理化・効率化を検討していると承知している。

その方向性については、必ずしも否定するもの

ではないが、この度の東日本大震災への対処からも、自衛隊の基地・駐屯地が震災時の対処の拠点

であることが改めて認識されたことを踏まえ、有

効性確保及び情報保全の観点から、基地・駐屯地

の業務において、自衛官・事務官・技官が行うべ

き業務及び民間委託が可能である業務についての更なる分析・検討が必要であると考える。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 アウトソーシングが適用される業務について、現在、如何なる分野で実施・検討されてい

るか、詳細について明らかにされたい。

二 業務によっては、アウトソーシングの適用に

より、基地・駐屯地の自己完結性の低下につな

がる分野もあると考えるが、この点について

は、どのように認識しているのか。また、武力

攻撃事態等により業務を委託している者が従事

出来ない場合の代替措置については、予備自衛官の活用等を含め、どのように認識しているのか、明らかにされたい。

三 業務によっては、基地・駐屯地の情報保全に影響する分野もあると考えるが、アウトソーシング委託先の従業員の身上調査はどのように実施しているのか。また、現在、基地・駐屯地内における委託業務において外国籍従業員が勤務しているか否かについて明らかにするとともに、その是非・問題点について、政府の見解を示されたい。

四 基地・駐屯地においては、隊員の福利厚生の観点から、施設内において、民間委託売店等が営業しているが、基地・駐屯地の情報保全の観点から、委託売店等の従業員の身上調査はどのように実施しているのか。また、現在、基地・駐屯地内における委託売店等において外国籍従業員が勤務しているか否かについて明らかにするとともに、その是非・問題点について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問に対する質問に対する答弁書

一及び二について

自衛隊の駐屯地・基地業務等の後方業務に関しては、これまで、自衛隊の任務遂行能力を低下させないことを前提として、給養業務、施設管理業務、車両・輸送業務等について民間委託を実施してきている。

「中期防衛力整備計画(平成二十三年度～平成二十七年度)」(平成二十二年十二月十七日閣議決定)においては「自衛隊の駐屯地・基地業務等の後方業務について、民間活力の有効活用等により業務の質の向上を図るとともに合理化・効率化を推進」することとしており、防衛省では、東日本大震災への対応から得られた教訓も踏まえ、武力攻撃事態等に際しても駐屯地・基地の機能を持続的に發揮できるよう留意しつつ、同計画に基づいて民間活力の有効活用について検討を行っている。

委託に係る契約を民間事業者と締結する際に、委託する業務の内容に応じ、当該業務に従事する従業員について国籍を含め必要な条件を付し、契約の履行に当たり、当該条件を満たしてることを確認しているほか、許可を受けていない施設・区域に立ち入ることを禁止することなどにより、御指摘の点も含め、必要な措置は講じられていると認識している。また、当該契約に係る民間事業者の従業員の国籍についてなどにより、御指摘の点も含め、必要な措置は講じられていると認識している。また、当該契約に係る民間事業者の従業員の国籍については、網羅的には把握していない。

官 報 (号 外)

平成二十三年十一月二十五日

参議院会議録第八号

第一種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

発行所
二東京
獨善四都○
行政法
人國有印
刷局
五丁目
虎ノ門四
五番地
五
二
一
〇
九

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一部
一一五円
一〇円)